From Ryuhei Wakasugi text

ある.

3) ITO の発効が予定されていたので，GATT 事務局は正式には設けられなかった.

4) その過程，特に 1960 年代までの時期において覇権国アメリカが果たした主導的役割は特に大きかった.

2 WTO の設立と貿易ルール

1980 年代以降，世界景気の後退とともに先進国間で保護主義的な潮流が強まり，GATT に基盤を持つ国際貿易システムでは次第に自由貿易を維持することが困難となり始めた．このようなことに懸念を持つ加盟国の間で，新たなラウンド(ウルグァイ・ラウンド)が開始された．すなわち，1982 年 11 月ジュネーブで開かれた GATT 閣僚会議で将来 GATT が進むべき方向を示す作業計画が策定され，その後の 1984 年 5 月の OECD 閣僚会議，1985 年 9 月から 11 月にかけて行われた累次の GATT 総会を経て，1986 年 9 月のウルグァイのプンタ・デル・エステにおける GATT 閣僚会議においてウルグァイ・ラウンド交渉の開始が決定された．その後，7 年半の歳月をかけて交渉が行われ，モロッコのマラケシュにおいて採択された内容は，これまでの GATT 規定を抜本的に見直し，強化する内容となった[5].

新ラウンドで採択された内容には，関税引き下げはもちろん含まれているが，それ以上に重要であることは，

(1) GATT を衣替えし，正式な事務局機能を有する世界貿易機関(World Trade Organization: **WTO**)が設立された.

(2)「物」の貿易に関する各種のルールが設けられた.

(3) これまでの GATT では規定されていなかった，サービスの国際貿易に関する協定が締結された.

(4) 貿易に関連する知的財産権(Trade Related Aspects of Intellectual Property Rights: TRIP)に関する国際ルール(内国民待遇・最恵国待遇の保証，知的財産権の保護期間の強化，知的財産権の侵害に対する取り締り)を盛り込んだ，**TRIP** 協定が締結された.

(5) 貿易をめぐる紛争処理に関するメカニズムに関して合意が形成された.

など，これまでの GATT 規定上不十分とされてきたさまざまな国際ルールが明文化されたことにあるといえよう.

このうち，「物」の貿易に関する協定には，

(イ) 農産品の輸入数量制限から関税への移行，関税率の引き下げ，輸入のミニマム・アクセスの機会の拡大，輸出補助金の削減などを盛り込んだ農産品貿易を規律する農業協定の合意.

(ロ) ダンピング・マージンの計算方法，被害の判定基準，調査手続を明確化するためのアンチ・ダンピング協定の整備.

(ハ) 貿易に関連する直接投資を受け入れるに際するローカル・コンテント要求や製品の輸出義務づけなどの投資制限的措置(Trade Retated Investment Measures: TRIM)を禁止する **TRIM** 協定の締結.

(ニ) 禁止される補助金の明確化.

(ホ) 緊急輸入制限(セーフガード)措置の発動要件の明確化，手続きの透明性の確保，選択的適用の禁止等を盛り込んだセーフガード条項の整備.

などが含まれている.

このように，これまでの GATT 規定が拡充されて，新しく WTO が発足したことにより，国際貿易システムは大幅に整備・改善されたと考えられる.

5) 新ラウンド交渉を開始することを決定した閣僚会議がウルグァイで開催されたのは，GATT 体制に多くの発展途上国が参加するよう期待が込められていたからであると言われている.

3 国際貿易ルールと開発途上国経済

自由貿易は消費者に高い経済厚生をもたらすとともに；生産者に対しても多くの需要を提供するとともに効率的な資源配分を可能にし，高い経済成長をも

たらす．より自由な貿易を実現することは，先進国，開発途上国を問わず，本来，魅力的なはずである．しかしながら，世界貿易が直面するさまざまな課題を取り上げるためのWTO・次期ラウンド(自由化交渉)の国際的合意は，20世紀中には形成されず，21世紀に持ち越されることになった．何回にもわたってWTO閣僚会議が開かれたにもかかわらず，次期交渉開始への具体的合意を得ることが困難であった原因として，

(1) WTOにおいて協議の対象とする分野と内容が非常に多岐にわたり，かつ，加盟国の国内の制度・システムにまで深くかかわるものとなってきているため，整合性のある合意が困難になってきたこと，

(2) WTO加盟国が130か国を超える数にまで達しており，先進国と開発途上国の間だけでなく，所得水準に大幅な格差が存在する開発途上にある加盟国間の利害が大きく異なるため，多国間の合意が得にくくなってきたこと，

(3) WTOでの合意を決定するプロセスとしてこれまで採用されてきた非公式少数国会合における実質的合意をもとにして全体の合意形成をリードするという方式では，数多くの開発途上国にとっては参加の機会が乏しく，合意形成の方法として，もはや通用しなくなってきたこと，

など，WTOが従来の発想では対応できない課題に直面していることなどが挙げられよう．特に，加盟国の4分の3を占める開発途上国がウルグァイ・ラウンド合意の際に示したほどの積極性を維持できるかどうかは，次期自由化交渉の成否に大きく影響する．以下では，国際貿易ルールの形成に際して開発途上国が直面するいくつかの問題を取り上げてみよう[6]．

a. 貿易自由化と所得格差

貿易自由化によって経済成長と経済厚生の増大が実現し易くなることは，開発途上国がGATT/WTOに積極的に参加する動機付けとなってきた．しかし，開発途上国には，先進国に比較すると自国はWTOの貿易ルールの下で十分に利益を受けていないと主張する国が少なくない．これは，20世紀後半において開発途上国と先進国との間で，東アジア諸国などの一部の国を除けば，所得格差が拡大の傾向にあることが原因としてあげられる．ある一定の期間において，世界各国の間での所得格差が縮小化する傾向にあるならば，1人当たり所得水準の低い国が高い成長率を示し，1人当たり所得水準の高い国が低い成長率を示すはずである．しかし，世界各国の1人当たり所得水準を計測した結果によれば，(1)もともと1人当たり所得水準の高い国の所得の年成長率が高い傾向にあり，(2)1人当たり所得の低い国々の間での成長率格差が1人当たり所得の高い国々の間での成長率格差よりも大きく，低所得国と高所得国の間で成長率の格差が拡大する方向にあることが指摘される．すなわち，世界貿易がGATT／WTOの下で自由化の一途をたどってきた一方で，富裕国には高水準で所得の均等化，貧困国には所得格差の拡大あるいは低水準での所得への収斂が見られることから，貿易自由化が所得格差を拡大する要因として作用したかのように受け取られるからである．

しかし，貿易自由化が進んだかどうかは国によって異なっている．世界各国を貿易自由化に積極的であった開発途上国・貿易自由化に消極的であった開発途上国・先進国の3グループに分類して，それぞれの経済成長率の変化を観察すると，貿易自由化に積極的であった国はそうでない国に比べて高い経済成長率を達成するとともに，貿易自由化に消極的な開発途上国と先進国との間での所得格差が拡大してきた一方，貿易自由化を積極的に推進する開発途上国と先進国との間では所得格差は縮小の方向に向かってきたことが報告されている．このような事実は，貿易自由化が開発途上国の経済成長を阻害する原因や所得格差を拡大する原因とする見方を支持しない．ただし，先進国と同じ水準の貿易自由化を開発途上国，特に最貧国が実現することで高い成長と所得格差の縮小を達成することができるかどうかは必ずしも明らかではない．

b. 経済開発と補助金

特定の産業に対する補助金は財の市場価格を歪め，自由な貿易を阻害する効果を有するとともに，非効率な産業を温存させる可能性が大きく，さらに補助

金を用いた戦略的貿易政策は経済厚生を損ねることになる．このためWTOでは，

（i）輸出補助金と国内産品の使用を奨励する補助金を「レッド補助金」として禁止し，あわせて相殺関税の賦課の対象とし，

（ii）加盟国の産業に損害を与え，GATT上の利益を侵害する補助金や補助金総額が価額の5%を超える補助金を「イエロー補助金」として，相殺措置の対象とし，

（iii）特定性のない補助金や一定の条件を満たす研究開発補助金，地域開発補助金，環境保全補助金を「グリーン補助金」として相殺措置の対象にしない，

ことを規定している．ただし，市場機能が十分に発揮されていない経済では産業補助金が経済開発のために重要な役割を果たしている場合が少なくないため，開発途上国や市場経済移行国に対しては，補助金の禁止規定を先進国と同様に適用することを避け，一定程度の適用免除措置を設けている．

一方，開発途上国は経済開発の円滑な実現を理由に，適用免除期間の延長と開発途上国の経済開発に用いられる補助金を「グリーン補助金」とすることを求めている．これに対して先進国は，輸出競争力を有する開発途上国の補助金を容認する合理性に乏しいとして，相殺関税を賦課する対抗措置を講じ始めているが，開発途上国からは，先進国による補助金相殺関税の濫用であるとしてWTOへの提訴が行われており，補助金の禁止を巡って，開発途上国と先進国との間で複雑な利害対立が見られている．

c. 外国投資への規制

WTOでは貿易に関連した投資措置(Trade Related Investment Measures: TRIM)に関する協定が合意され，GATT第3条(内国民待遇の原則の規定)および第11条(輸出入数量制限を禁止する規定)に違反する投資規制を禁止している．その具体例としては，外資企業に対するローカル・コンテント要求(国内産品の購入・使用を要求する措置)，輸出入均衡要求(輸入品の使用を輸出量に応じて制限する措置)，為替規制(外貨調達額を輸出額に応じて制限することにより輸入を制限する措置)，輸出制限(輸出を制限する措置)があげられる．

一方，東アジア・中南米諸国における自動車産業におけるローカル・コンテント要求や輸出入均衡要求に見られるように，開発途上国では外国企業の投資に対して，為替規制，雇用規制，送金規制，出資比率規制，技術等に関するライセンシング要求，技術移転要求，輸出要求，国内部品の調達要求，国内販売要求など様々な規制を行っている．このように開発途上国が外国からの投資に対して様々な規制を行っているのは，外国からの投資は資本の供給，技術の移転，市場競争の実現を通じて自国の経済発展に寄与することへの期待感がある一方で，国内の幼稚産業の保護や自国の経済政策の自立性を確保するためである．こうした現実を容認するためにTRIM協定には開発途上国への例外措置が設けられているが，開発途上国はさらなる例外措置を求めている．

国と国との間での歴史・制度に違いがある以上，市場での経済活動に対する規制が異なることは理論上も現実面でもありうるが，投資企業の国籍の違いによって経済活動に制約を設けることはその国の経済活動を非効率なものとさせる可能性がある．開発途上国の外資に対する規制は，本来は，内外無差別・内国民待遇の原則を維持しつつ，独占禁止政策などの一般的な国内政策によって対応されるべきであろうが，そうした国内政策が十分に整備されていないことが貿易自由化を困難にさせる一因となっている．

6) 一部の内容は拙著「開発途上国とWTO」『やさしい経済学』日本経済新聞，2000年5月17日—23日，に基づいている．

4　環境保護と国際貿易ルール

WTOにおいては，ウルグァイ・ラウンドにおいて十分な合意に到達することができなかった諸問題に関する国際合意を形成することのほか，環境の保全と自由貿易の達成といった新しい分野での国際的ルール形成への検討が開始されている．すでに，環境を保全するために貿易を制限する措置は，数多くの多